

## 健康生活課よりお知らせ

介護保険で要支援1・要支援2に認定されている方の訪問介護（ヘルパーサービス）、通所介護（デイサービス）が、平成29年4月から総合事業へ移行します。

### 要支援者の訪問介護・通所介護の総合事業への移行 (介護予防・生活支援サービス事業)

#### 予防給付によるサービス

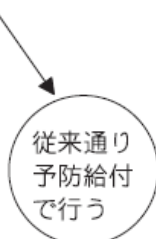
- ・訪問介護
  - ・通所介護
- 
- ・訪問看護
  - ・訪問リハビリテーション
  - ・通所リハビリテーション
  - ・短期入所療養介護
  - ・居宅療養管理指導
  - ・特定施設入所者生活介護
  - ・短期入所者生活介護
  - ・訪問入浴介護
  - ・認知症対応型通所介護
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・認知症対応型共同生活介護
  - ・福祉用具貸与
  - ・福祉用具販売
  - ・住宅改修 など



訪問介護、  
通所介護  
について  
事業へ移行

#### 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- \*訪問型サービス
  - ・多様な担い手による生活支援
- \*通所型サービス
  - ・ミニデイなどの通いの場
  - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- \*生活支援サービス（配色・見守り等）
  - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス



従来通り  
予防給付  
で行う

- ※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
- ※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可



問い合わせ先  
牟岐町役場健康生活課 TEL 72-3417

## 牟岐町内の空き家情報について

現在、牟岐町への移住、引っ越し、住み替えを希望される方の多くは「町内在住の知人、友人からの紹介」「直接ご自身での探索、聞き込み」により空き家・空き物件を探し、契約されています。

今の状況では、住みたい人、貸したい・売りたい人の要望を叶えることのできる十分な体制が町内に整っているとは言えません。

「引っ越したいけど物件がなかなか見つけれない」「持っている空き家を活用したいけどどうすればいいのかわからない」といった声も少なからず存在しています。

そのため、集落支援員、地域おこし協力隊員の移住交流支援担当者が、空き家所有者の方、移住希望者の方からのご相談の受付、要望聞き取り調査を行っております。

【ご相談、お問い合わせはこちらまで】 牟岐町地域活性化センター（旧河内小学校）  
電話・FAX 0884-72-0058（8:30～17:15、土日祝・年末年始休）